

附属書十五（第十一章関係） 基準額

A部 日本国について適用される基準額

1 附属書十一A部第一節に掲げる機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

物品については、十三万特別引出権

サービスについては、十三万特別引出権

建設サービスについては、四百五十万特別引出権

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、四十五万

特別引出権

2 附属書十一A部第三節に掲げるA群の機関（日本郵政公社を除く。）による調達についての基準額は、次のとおりとする。

物品については、十三万特別引出権

サービスについては、十三万特別引出権

建設サービスについては、千五百万特別引出権

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、四十五万特別引出権

3 附属書十一 A部第三節に掲げるA群の機関中日本郵政公社及びB群の機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

物品については、十三万特別引出権

サービスについては、十三万特別引出権

建設サービスについては、四百五十万特別引出権

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、四十五万特別引出権

A部に関する注釈

日本国は、各年の一月一日に開始し、その翌年の十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、基準額を円建てに換算する。外務省が附属書十七に掲げる出版物により公示す

る円建ての基準額は、各年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、この協定の効力発生時に有効な基準額は、二千六年三月三十一日まで有効なものとする。

B部 メキシコについて適用される基準額

1 附属書十一B部第一節に掲げる機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

附属書十二及び附属書十三に掲げる物品若しくはサービス又はこれらの組合せについては、十萬アメリカ合衆国ドル

附属書十四に掲げる建設サービスについては、六百五十萬アメリカ合衆国ドル

2 附属書十一B部第二節に掲げる機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

附属書十二及び附属書十三に掲げる物品若しくはサービス又はこれらの組合せについては、二十五萬アメリカ合衆国ドル

附属書十四に掲げる建設サービスについては、八百萬アメリカ合衆国ドル

3 もつとも、メキシコは、NAFTAにおいて適用される基準額の現行の価額との同等性を提供するため、この協定の効力発生の日から、1及び2に規定する基準額に代えて、NAFTAで適用されている基

準額を適用する。

4 メキシコは、メキシコ銀行の為替換算率を用いて、基準額をメキシコ・ペソ建てに換算する。その換算に用いられるメキシコ銀行の為替換算率は、各年の十二月一日及び六月一日又はそれぞれの日の後の最初の執務日におけるアメリカ合衆国ドルに対するメキシコ・ペソの価額とする。十二月一日の為替換算率は、翌年の一月一日から六月三十日まで適用し、また、六月一日の為替換算率は、その年の七月一日から十二月三十一日まで適用する。